

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-592	トナーカートリッジ

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-920	一	電子計算機等付属品から分割
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
プリンター用トナーカートリッジ	複写機用トナーカートリッジ	
定義		
主にレーザープリンター等に装着して使用する、トナーカートリッジを分類する。		
トナー【toner】電子写真・静電記録などで、静電潜像を現像する着色粉末。 電荷のある部分に吸引され、画像を形成する。(広辞苑第五版より)		
1129400 号 画像形成機用トナー供給 プロセスカートリッジ 	1179153 号 トナー用カートリッジ 	1166760 号 複写機用トナー補給容器 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
トナーカートリッジの部品及び付属品は、基本的にH7-590に分類する。ただし、トナーカートリッジと同じ分類の方が、サーチ効率がよいと判断されるものがあれば、H7-592に分類する。		
過去に分類した物品の名称		